

入札公告

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成 30 年 9 月 14 日

京都府中小企業技術センター
所 長 但 馬 幸 伸

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

開放型 LAN 電子計算組織の機器等の賃貸借 一式

(2) 業務の仕様等

別添「仕様書」のとおり

(3) 賃貸借期間

平成 30 年 11 月 1 日から平成 35 年 10 月 31 日まで

(4) 納入場所

京都府中小企業技術センター
京都市下京区中堂寺南町 134

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町 134
京都府中小企業技術センター 企画連携課
電話番号 (075)315-8635 FAX 番号 (075)315-9497

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間

平成 30 年 9 月 14 日(金)から平成 30 年 9 月 20 日(木)まで
(日曜日、土曜日及び休日を除く。)

(3) 入札説明書及び仕様書の入手方法

ア 原則として、(2)の期間内に、京都府中小企業技術センターホームページの案件情報からダウンロードすること。

イ 窓口配布を希望する場合は、(2)の期間内に、(1)に示す場所において入手すること。

3 入札に参加できない者

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

(1) 次のアからカに掲げるいずれにも該当しない者であること。

ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

イ 審査基準日(一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)の提出期間の属する年の1月1日をいう。以下同じ。)において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者

ウ 確認申請書又は添付資料に故意に虚偽の事実を記載した者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれかに該当する者(次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)

(ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

(イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

(ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

カ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉をおびやかすおそれのある団体に属する者(その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)

(2) 平成28・29・30年度「物品の製造の請負及び物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿」の「コンピュータ・関連機器」又は「物品(レンタル・リース)」に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者であること。

(3) 確認申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

(4) 京都府内に本店又は取引を希望する営業所等が所在する者であること。

5 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す確認申請書を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 確認申請書の提出期間等

ア 提出場所

2の(1)に同じ。

イ 提出期間

2の(2)に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参の場合

提出期間中の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に持参して提出すること。

(イ) 郵送の場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(2) 添付資料

ア 競争入札参加資格審査結果通知書の写し

イ 入札説明書において示す営業経歴書

ウ 権限を営業所長等に委任する場合は入札説明書において示す委任状

(3) その他

確認申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 資格確認結果の通知

確認申請書の受付後、速やかに一般競争入札参加資格確認結果通知書(以下「確認通知書」という。)により通知する。

7 仕様書等に関する質問

仕様書等に関する質問については、次のとおり受け付ける。

(1) 質問方法

以下の点に留意の上、2の(1)に掲げる場所に郵送、FAX または持参により提出すること。

ア 件名は「開放型 LAN 電子計算組織の機器賃借等に関する質問」とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、役職、氏名、電話番号を記載すること。

(2) 受付期限

平成 30 年 9 月 20 日(木) 午後 5 時

(3) 回答

平成 30 年 9 月 25 日(火) 書面にて回答する。

8 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日 時 平成 30 年 10 月 2 日(火) 午前 10 時

イ 場 所 京都府中小企業技術センター 1 階 第 1 会議室

(2) 入札の方法

持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、各品目の単価に予定数量を乗じた額の合計額とし、輸送費等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めるものとする。また、賃貸借期間における総額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する金額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 4 に掲げる資格のない者のした入札

イ 確認申請書を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則(昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。)第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

9 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を落札者から徴収する。

10 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関(以下「銀行等」という。)が振り出し、又は支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。ただし、規則第 159 条第 2 項第 3 号に該当する場合は、免除する。

11 その他

(1) 1 から 10 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 同等品による入札参加を希望する場合は、7 の(2)に掲げる期間に同等品申請を行い、かつ、当該申請について承認を受けたものでなければ同等品として取り扱わないこととする。

なお、同等品申請の受付・回答については7による質問の受付・回答の例によるものとする。

(3) 詳細は、入札説明書による。